

18 保育所(園)・認定こども園利用選考基準表

利用選考 基本指数				
類型番号	保護者の状況 (父母それぞれの指数) (類型)	保護者の状況 (父母それぞれの指数)		基本指数
1	居宅外就労 (※育休復帰を含む)	就労時間 (1か月)	180時間以上	105
			170時間以上	100
			160時間以上	95
			150時間以上	90
			130時間以上	80
			120時間以上	70
			100時間以上	60
			80時間以上	50
2	居宅内就労 (※育休復帰を含む)	就労時間 (1か月)	60時間以上	40
			180時間以上	95
			170時間以上	90
			160時間以上	85
			150時間以上	80
			130時間以上	70
			120時間以上	60
			100時間以上	50
3	内職	就労時間 (1か月)	60時間以上	20
4	出産	出産月の2か月前から、出産日の8週間後の日が属する月の月末		100
5	疾病	入院(概ね1か月以上とし、入院予定を含む。)	入院(概ね1か月以上とし、入院予定を含む。)	100
			常時病臥	50
			居宅内療養 精神性・感染症	50
			一般療養(上記以外)	30
6	心身障がい	手帳(身障)1級、(精神)1級、(療育)A		100
		手帳(身障)2級		80
		手帳(身障)3級、(精神)2級、(療育)B		50
		上記以外		30
7	看護・介護	病院等付添 (1か月)	120時間以上	50
			60時間以上	30
		在宅看護・介護	常時看護・介護が必要	50
			常時看護・介護は必要ないものの、日常生活において恒常的に看護・介護が必要	30
8	災害	火災等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育できない場合		100
9	求職	就労内定 (1か月)	120時間以上	50
			120時間未満	40
		1か月60時間未満の就労中で、保育利用後に時間を増やすことを約した場合		20
		求職のため、昼間に外出することを常態としている場合		10
10	学校等への通学	就学、技術取得等のため、保育に当たれない場合		※注記1
11	特例	こども家庭支援課長や保育所等から保育の実施が必要である旨の報告を受けた場合		※注記2
		前各号に掲げるもののほか、明らかに保育に欠けると認められる場合		50

※注記1 類型番号10の基本指数は時間に応じ類型番号1の時間区分を適用する。

※注記2 当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

利用選考 調整指数			
No.	調整指数の加減を適用する世帯等の状況	調整指数	
①	生活保護受給世帯	50	
②	父母が不存在の世帯 (主たる保育者が祖父母等の場合)	50	
③	ひとり親世帯	120	
④	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な世帯	30	
⑤	保護者が育児休業からの復帰を予定している世帯	10	
⑥	きょうだいが利用を希望する保育所等に在園している世帯	50	
⑦	きょうだいが同時に利用を希望する世帯	10	
⑧	申込児を含め、3人以上の小学校3年生までの児童がいる世帯	5	
⑨	認可外保育施設に預けている世帯のうち	6か月以上継続して利用	10
		3か月以上継続して利用	5
⑩	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い世帯	10	
⑪	保護者が鈴鹿市内の認可保育所等で保育士又は看護師として就労中又は就労予定で、児童が保育利用しないと勤務先の保育所等の受け入れ態勢に支障があると認められる世帯	10	
⑫	申請児童が障がい有する世帯	20	
⑬	申請児童又は児童と生計を一にしている同居親族が障がい有するため、保護者の就労が制限される世帯（内定を含む求職活動要件に限る）	10	
⑭	配偶者又は祖父母が経営している事業所に勤務している場合	-10	
⑮	居宅外就労で仕事場と居宅が同じ敷地内又は隣接地にある場合	-10	
⑯	きょうだいが幼稚園等に在園している世帯	就労条件上、延長保育の利用が必須	-10
		就労条件が未定（延長保育の利用無し）	-20
⑰	同居の祖父母（60歳以上65歳未満）が昼間居宅内にいる世帯	-20	
⑱	同居の祖父母（60歳未満）が昼間居宅内にいる世帯	-30	
⑲	別居親族の看護・介護の病院等付添を行う世帯	-10	
⑳	保護者が就労中に児童を保育している世帯（夜間就労者は除く）	-20	
㉑	夜間就労（昼間就労時間が1か月60時間未満で夜間就労時間を加えると60時間以上の場合）	-20	
㉒	申込児以外の児童について、特別の事情なく申し込まない世帯	-30	
㉓	過去の利用実績の悪い世帯	無断欠席等	-50
		偽申請等	-100
㉔	今回の利用申込において悪質な虚偽申請があった場合	-200	
㉕	3か月以上6か月未満の保育料等の滞納（欠損を含む）がある世帯	-50	
㉖	6か月以上の保育料等の滞納（欠損を含む）がある世帯	-100	